

弁護士業務における 生成AIの利活用と留意点

生成AIは急速に普及し、社会に様々な影響を与えています。司法もその例外ではなく、海外では生成AIを活用した本人訴訟の増加も報じられています。日本でも生成AIの発展に伴い、「WITH AI」の弁護士業務を模索していくことが避けられない時代が到来しているのかもしれませんが、生成AIは一方で、誤情報の生成や守秘義務との関係など、慎重な検討を要する課題も抱えています。こうした状況を踏まえ、当会でも早くから生成AIの研究と実践に取り組んできた弁護士活動領域拡大推進本部AI部会及びAI研究部所属の会員から寄稿をいただきました。本特集では、弁護士業務における生成AIの利活用の現状と可能性、留意点をご紹介します。

LIBRA 編集会議 齋藤 理央、富田 寛之、坂 仁根

CONTENTS

1 特集にあたって(総論)	2頁
2 各生成AIの比較	4頁
3 弁護士業務における活用事例	
(1) 訴訟業務における生成AIの利活用	7頁
(2) 企業法務における生成AIの利活用	10頁
(3) 事務所運営における生成AIの利活用	12頁
4 弁護士業務における生成AI活用上の主な留意点	14頁

1 特集にあたって(総論)

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI)部会 部会長
AI研究部 部長 後藤 大 (61期)



1 特集の目的

生成AIの社会実装が進んでいる。2025年のある調査によれば、57.7%の企業が「生成AIを導入済み」と回答しており、これは、2023年の33.8%、2024年の44.8%に続けて増加している*1。他方で、同調査

によると、生成AI活用の課題として最も多く挙げられたのは「リテラシーやスキルが不足している」(70.3%)というものであり、次いで「リスク(セキュリティ、コンプライアンスなど)を把握し、管理することが難しい」(48.5%)が挙げられている。弁護士業界でも同じではないだろうか。

*1：野村総合研究所「IT活用実態調査(2025年)」 https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/20251125_1.html

とはいえ、技術の進展と浸透により、生成AIも「生成AI」としてではなく、各位が業務に使用するリーガルテックやその他のITサービスの一機能として、意識もされずに利用されるようになる日も近い。

本特集は、弁護士業務においても、生成AIをどう活用するのか、リテラシー及びスキルを身につける上でどのきっかけとなることを目的としている。他方で、生成AIの導入に当たり、既に施行済みの情報セキュリティ規程並びに日本弁護士連合会及び当会のガイドラインの観点から留意すべき事項についても合わせて注意喚起することで、利活用とのバランスを図るものである。

2 生成AIによる誤情報の生成

文章を生成する生成AIは、万能のデータベースではない。本来的にはインターネットを検索するツールでもない（最近はそれに対応する機能もあるが）。それは、ある単語の次にどのような単語が続くかを統計的に予測するモデルである。そのため、もっともらしい文章を出力することができるが、その内容は正しいとは限らない。そして、生成AIは、判決文等の定型的な表現を学習することによって、もっともらしい判決文等も生成することができる。このように、生成AIが正しくない情報を生成することを、一般的には「ハルシネーション (Hallucination: 幻覚)」と呼ぶが、本稿においては、単に「誤情報」という。この誤情報の生成率は、手本を見て要約するというテストでは極めて低いのに対して、自由な形式で質問をした場合には、かなりの確率で誤情報が生成されるというテスト結果が見られるところである。プロンプト(指示)で「嘘をつくな」「わからないことはわからないと回答しろ」と入力することで制御しようとする試みもあるが、そのようなプロンプトを使ったとしても、誤情報が生成されたり、誤った引用や要約がなされることもある。

生成AIは文章を与えて、その要約を行わせたり構



※本稿をもとに ChatGPT で作成

造化することは得意であるが、文章の生成については用心が必要ということになる。

OpenAIのChatGPTがリリースされたのは、2022年11月30日であるが、そのわずか数か月後には、米国ニューヨーク連邦地裁のMata v. Avianca, Inc事件*2において、ChatGPTが生成した架空の判例が原告の書面に引用され、法廷に提出された。この事件は、生成AIによる誤情報が法廷に提出された事例として報道された最初の事例であり、また、連邦民事訴訟規則11条による制裁金が課された最初の事例でもある。

ところが、これ以後も、世界中で生成AIが生成した架空の判例や主張が引用される例が後を絶たない。「AI Hallucination Cases*3」という、裁判所による法的な書面において、当事者が幻覚的な内容や資料に依拠したと認定された事例を集めたデータベースによれば、弁護士がAIを活用して問題になった事件は、本稿執筆時点で432件もあり、そのうち65%がアメリカに集中している。このうち、104件は2026年に入ってからのものである。条文に紐付いた形で判例が整理されている日本では、なかなか考えにくい現象であるとも思えるが、将来的な民事判決情報の公開に伴って弁護士がリサーチすべき裁判例が大量になることも十分に考えられ、その際には生成AIによる第一次的なスクリーニングに頼らざるを得ない場面も多くなるものと考えられる。

* 2 : Mata v. Avianca, Inc. Case No. 22-cv-1461 (S.D.N.Y.)

* 3 : <https://www.damiencharlotin.com/hallucinations/>

いずれにせよ、汎用的な生成AIがその出力内で言及する判例については、その内容を鵜呑みにすることなく、判例データベースで確認の上、書面に記載すべきである。

なお、上記AI Hallucination Casesにおいては、カテゴリが4つに分類されている。①実際には存在しない裁判例、書面、条文を生成した事例、②裁判例自体は存在するが、その裁判例には表現されていない文言を引用した事例、③関連性がない裁判例や条文を引用した事例、④その後の判例や法改正で時代遅れになった裁判例や条文を引用した事例である。この分類からすると、現時点では、生成AIに生成させた法的文書は、弁護士による確認が必須であると言わざるを得ない。

3 生成AIによる謝罪文の生成

刑事弁護において、加害者が被害者に対し謝罪文を書く場面は少なくない。しかし、加害者が必ずしも謝罪の意思を十分に表現できない点に苦慮する弁護士もいるのではないだろうか。

2024年4月5日の読売新聞の記事*4では、弁護士がChatGPTに謝罪文を書かせ、被疑者から聞き取った反省の言葉を盛り込んだ上で、手書きをさせたという事例が掲載された。謝罪文の作成にChatGPTを利

用したことは検察や被害者側には知らせていないことを前提に、「反省の気持ちをうまく文章化することは弁護人の重要な仕事」であり、その効率化に資するという立場と、反対に「被害者は加害者に真の反省を求め」ているが、AIでは真の反省にならないのではないかという立場、双方の意見が掲載されている。

このような問題については、弁護士倫理上どう考えられるべきか、業界内での今後の積極的な議論が期待されるところであるが、単純な効率化だけで割り切れるものではない。文章表現が苦手な依頼者にとっては、表現されて初めて自分の気持ちをそう表現できるのか、と気づくこともあると思われることから、どこかで明確な線を引けるものではなく、それぞれが業務の中でバランスをとるところに落ち着いて行かざるを得ないのではないだろうか。

4 まとめ

以上のとおり、生成AIの機能が劇的に進化を続けていく中で、生成AIをどこまで、どのように使い、どの程度人間による確認を行うべきなのか、今後も様々な論点が生まれてくると思われるところ、弁護士自身が生成AIについて一定程度のリテラシーを備えることは必要不可欠と思われる*5。本特集が、そのはじめの一步に役立つものとなることを願う。

2 各生成AIの比較

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI)部会 部会長

AI研究部 部長 後藤 大 (61期)

本稿では、弁護士が自ら生成AIを利用する際に知っておくべき汎用的な主要サービスの概要、活用場面等を整理する。

あくまで入門編であるため、今回紹介するサービスは、Microsoft EdgeやGoogle Chromeといったウェブブラウザ、または、スマートフォン・タブレット

* 4 : <https://www.yomiuri.co.jp/national/20240405-OYT1T50081/>

* 5 : 他方で、一般市民の生成AI利用に関するリテラシー向上や法的相談事項への回答に誤情報が含まれうることについて弁護士会としての啓蒙活動、そもそもの法的相談の受け皿の拡充についても検討が必要と思われる。

向けのアプリで利用できるものを取り上げている*6。API*7経由や手元のPCにインストールする形での利用については取り上げない。各サービスの仕様・料金・利用規約・プライバシーポリシーは、随時変更されるため、実際に利用する際は、各社の公式サイトで最新情報を確認の上、利用されたい。

ここでは言及しないが、特定の業務に利用される特化型の生成AIもあり、契約書レビューサービス、文書管理、文献検索、判例調査等に搭載されている。もっとも、独自の生成AIモデルを開発したのではなく、API経由で以下のモデルが動いていることが多いと思われる。

1 ChatGPT

OpenAIが提供しているChatGPTは、個人向けには無料版、月額8ドルのGo、月額20ドル(月額3000円)のPlus、月額100ドル~のProプランがある。組織向けには、最低2アカウント分の請求になるが、Businessプランが、月額3050円からの提供となっている*8。価格の高いプランになれば、より高性能なモデルや多い情報量を取り扱えると考えれば良い。

BusinessプランとEnterpriseプランにおいては、サービス提供者が、利用者の指示に従ってのみデータを処理し、データを独自利用しない、適切な安全管理措置を講じるということを内容とするData Processing Agreement*9(以下「DPA」という)が適用される*10。個人向けのプランでは、適用がない点には注意が必要である*11。

なお、Plusプランにおいても、当初問題視されていた学習への利用については、有料版であれば、設定のデータコントロールから、「すべての人のためにモデル

を改善する」をオフにすることができるようになった。また、画面右上にある点線の吹き出しマークをクリックすることで、一時チャットモードになり、モデルの学習に利用されない、という機能もある。

とはいえ、上記個人向けのプランにおいては、機密情報や個人データについて入力しないように仮名化したり、抽象化したりした上で、利用するべきである。

どのようなプロンプトを入れたらいいのか、という点については、OpenAIが公式にOpenAI Academy*12というウェブページを用意してくれているので、見てみるのも良いと思われる。

ChatGPTを自分仕様にカスタムする「GPT」という機能からは、マイGPTを作ることができ、当該GPTが何をすべきで、どんな役割を果たすか、禁止事項を設定したり、参照すべき資料をあらかじめアップロードしておいたり、利用するAIモデルを指定することができる。弁護士業務において、ある程度類型的な思考が可能な事項や、事務所のナレッジを蓄積して、事務所特有の業務処理に関する若手の育成のためのマイGPTを作ることも可能である。

特定の案件ごとのチャット、ファイル、カスタムしたプロンプトを一カ所にまとめるプロジェクトという機能もあり、事件ごとにプロジェクトを作成して利用することも可能である。

2 Claude

Claude(クロード)は、元OpenAIの研究者が、安全性と倫理的な開発を重視する目的で設立したAnthropicが開発した生成AIである。ChatGPTと同様に、個人向けには無料版、月額17ドルのProプラン、月額100ドル~のMaxプランがあり、組織向けには、

*6: Claude Coworkというデスクトップアプリをインストールすれば、直接Word等のファイルを編集・作成もできるが、応用編になるので本稿では割愛する。

*7: 複数のソフトウェアを接続する仕組みのこと。

*8: <https://chatgpt.com/ja-JP/pricing/>

*9: <https://openai.com/ja-JP/policies/data-processing-addendum/>

*10: <http://openai.com/ja-JP/policies/services-agreement/>

*11: 個人情報保護法28条によりDPAがない場合には、本人の同意が必要になる。

*12: <https://openai.com/ja-JP/academy/prompting/> 他にもChatGPTのプロンプト設計のベストプラクティスの解説もある。
<https://help.openai.com/en/articles/10032626-prompt-engineering-best-practices-for-chatgpt>

月額20ドルからのTeamプランと、Enterpriseプランがある*13。DPAについては、Commercial Terms of Use*14に附帯しているが、個人向けのプランにおいては適用外とされている点については、ChatGPT同様に注意が必要である。

組織向けのプランにおいては、利用者のコンテンツをAIモデルの学習に利用することは禁止されている。他方で、個人向けのプランにおいては、設定画面のプライバシーの項目から、AIモデルの訓練と改善に使用することを拒否する設定が可能であるものの、個人向けの利用規約上は、例外的に安全性の審査対象となった場合等、モデルトレーニングに利用される場合が規定されている。

そのため、個人向けのプランにおいては、機密情報や個人データについて入力しないようにする点もChatGPTと同様である。

Anthropicも、Claudeとは別にアカウント登録は必要であるものの、Anthropic Academyというものを用意している。執筆時点においては日本語版は存在していないが、動画自体はYouTubeで見ることができるため、字幕表示をオンにして、設定から自動翻訳で日本語を選択することで、日本語字幕を表示することが可能である。

なお、2026年5月12日に法律事務所やインハウス向けのClaude for Legalというサービスがローンチされたので、今後の日本での展開について注目がされている。

ClaudeにもPro以上のプランであれば、プロジェクトという機能があり、カスタムしたプロンプトをあらかじめ設定したり、参照すべき資料をあらかじめアップロードしたりしておくことができる。

3 Gemini + NotebookLM

Gemini (ジェミニ) は、Googleが提供している生成AIである。個人向けのプランは、Google AI Plus (月

額1200円)、Google AI Pro (月額2900円)、Google AI Ultra (月額36,400円) があるが、料金の違いは、AIへのアクセスやストレージの違いによるものであり、いずれの場合でも、学習に利用されること、そのため、利用者がプライベート情報、機密情報、個人情報を送信すべきでないことが明記されている。

組織向けは、Google Workspaceというグループウェアに附帯するプランがあり、Starter (月額800円)、Standard (月額1600円)、Plus (月額2500円)、エンタープライズの4つがある。Geminiの利用という観点では、Starterのプランでは、Gemini単独、またはGmailにしか利用できないが、Standardになれば、Gmailだけではなく、GoogleドキュメントやGoogleカレンダー等でも利用でき、またNotebookLMとの連携も可能になる。また、Standard以上のプランであれば、DPAの適用がある。

NotebookLMとは、Googleが提供するAIリサーチアシスタントであり、一般的な事前の学習やインターネット上の知識に基づいて回答をするのではなく、利用者が指定した資料を前提として回答をする。そのため、誤情報の出力が少なく、出典のファクトチェックが容易である。参照可能なソースの形態も、PDFや、ウェブサイトのURL、YouTube等と多岐にわたり、資料の要約 (音声での対話形式、マインドマップ、スライド等が選択可能) のほか、複数資料を横断してのリサーチや新旧対照表の作成も可能である。作成したNotebookはGeminiに参照させることもできる*15。Notebookにアップロードした資料や、モデルの回答については、AIモデルのトレーニングや人間のレビュアーの確認にも提供されない。

なお、Googleは法務部門に特化したAIの利用ガイドを用意している*16。

Geminiも、目的に合わせた回答を提供するGeminiのカスタムバージョン (Gemという) を作成することが可能である。

* 13 : <https://claude.com/pricing#team-&-enterprise>

* 14 : <https://www.anthropic.com/legal/commercial-terms>

* 15 : 現状、Google Workspace上は、管理者側で設定の変更が必要である。

* 16 : <https://workspace.google.com/intl/ja/resources/ai-for-legal/>

	特徴・強み	活用シーン
ChatGPT	<ul style="list-style-type: none"> • 総合力が高い • 音声・画像・データをマルチに処理が可能 • インターネット検索にムラがある 	<ul style="list-style-type: none"> • 議論の壁打ち役 • 契約書ドラフトや業務テンプレートの自動生成 • 会議メモの整理や要約
Claude	<ul style="list-style-type: none"> • 長文処理能力が高い • 扱える文書の量も多い • 文章表現が自然で読みやすい 	<ul style="list-style-type: none"> • 長文の書類の構造化、比較整理・要点抽出 • 契約書等の文章の論理チェック・矛盾点指摘 • 法律文書の案の生成
Gemini	<ul style="list-style-type: none"> • 長文処理能力が高い • Google Workspace との高い連携性 • 画像・データをマルチに処理が可能 	<ul style="list-style-type: none"> • インターネットの情報を参照する調査／検討 • 一連のメールの要約、整理 • Meet (Googleのウェブ会議ツール) の議事録の作成
NotebookLM	<ul style="list-style-type: none"> • 膨大な文書 (PDF, Word など) をアップロードして横断検索・要約可能 • 誤情報の生成が少ない • 書面の生成等には不向き 	<ul style="list-style-type: none"> • 案件資料や証拠書類の横断整理・要点抽出 • 条文・ガイドラインの体系的整理

4 比較表

参考までに、執筆者の普段使いの感想を含めて、一般的に言われている特徴等を表にまとめてみた。とはいえ、今日はこちらの方が論理的な回答をする、日本語がわかりやすい、というように感じることも多いため、日々使ってみていただくのが一番である。

なお、プロンプトは、一般的に、役割を指定するのが良いと言われているが、生成AIが思考の幅(アウトプットの範囲)を狭めてしまうというデータもあることから、基本的には、目的と前提条件(事件の内容等)、出力形式、制約条件(してはいけないこと、又は注意喚起すべきこと)及び文章のトーンを必要な範囲で入力するのが良いと思われる。

3 弁護士業務における活用事例

(1) 訴訟業務における生成AIの利活用

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 兼 人工知能(AI)部会 部会長
AI研究部 部長 後藤 大 (61期)

本稿では、訴訟業務における生成AIの利活用について検討する*17。なお、DPAの締結や、仮名変換、事案の抽象化等、情報セキュリティを遵守できる形で利活用することが前提になる。

ウェブサービスで機密情報のマスキングができると

いうサービスも出現しつつあるが、当該サービスのサーバーに情報が送信されてしまうので、本稿執筆時点では、地道にWord等の置換機能(Windowsであれば、CtrlキーとHを同時に押すことでショートカットできる)で仮名にする方が安全かと思われる*18。

* 17: 山本俊弁護士(第二東京弁護士会)のGVA TECH株式会社がFacebook上で運営している「弁護士のための生成AI実践コミュニティ」や、新井玲央奈弁護士(京都弁護士会)のYouTubeチャンネル「【弁護士が解説】弁護士向けAI活用・業務効率化術」、名前を挙げきれないがX(旧Twitter)で各種情報発信をされている弁護士の方々が参考になる。

* 18: OpenAIから、2026年4月22日、Privacy Filterが公開された。これは、ローカル環境で氏名等をマスキングすることが可能なモデルである。ただし、非英語では性能が落ちるとの話もあり、最終的には人間による確認が必要である。弁護士会でPrivacy Filterを提供してもらえると便利なのではないだろうか。

1 初回相談・受任の判断における生成AIの活用

- (1) 事前に相談者から提供を受けた資料やメモ、初回相談後に自分で作成したメモから当事者に関連する情報を除いたもの、または相談内容を抽象化した内容を生成AIに読み込ませて、「事実を時系列順に整理して」「適用が考えられる法律の条文の構造を解説して」「どのような法的な論点が含まれるか検討して」「追加でヒアリングすべき事項を考えて」「想定される証拠を考えて」「どのような経験則が適用される可能性があるか検討して」等のプロンプトを入力することで、情報の整理をすることが可能になる。特に資料の量が多くなればなるほど、生成AIが力を発揮する。汎用的な生成AIを使うことに不安がある場合には、法務に特化した「弁護革命」*19の生成AI機能を利用する手もある。

なお、公式のプロンプト例ではAIが振る舞うべき役割を明示することが推奨されているが、事実関係の整理程度であれば、特に役割をプロンプトとして入力する必要もないと思われる。

- (2) また、依頼者に対して、法律や制度の説明をする時に、わかりやすい説明を考えたり、図解したり、または比較の表を作るというような作業も生成AIの得意領域である。最終的な内容のチェックは弁護士自身が行うとしても、アソシエイトにドラフトを依頼する気持ちで、利用してみるのも便利である。
- (3) 自分が利用する報酬基準を生成AIに読み込ませておいて、簡単な事案の概要と「この場合の弁護士費用を計算して」というプロンプトを入力することで、簡易に見積りの説明を作成することもできる。

2 法的リサーチにおける生成AIの利活用

- (1) 文献・判例調査においては、汎用型の生成AIを利用すると誤情報を生成するリスクが高いことから、リーガルテックのサービスに組み込まれた生成AIを利用すべきである*20。

参照すべき判例データベースや、電子化された書籍を横断検索して、AIが要約し、参照した文献等へのリンクから文献や判例を直接確認することで、誤情報に基づいて業務をすることを避けることができる。

- (2) また、NotebookLMのようなサービスを利用することで、自分が参照したい情報だけをベースに、法令からガイドラインまで横断的に誤情報が少ない形でリサーチをすることも可能である。

例えば、個人情報保護法とその関連するガイドラインを読み込ませる、生成AIに関連する事業者ガイドラインや文化庁による著作権と生成AIに関する解説資料とそのYouTubeを読み込ませるといった形で、抽象度を上げた事案についての質問をすることで、普段見慣れていない法分野について概略と論点を把握するということもできる。

また、NotebookLMでマインドマップを生成すると、ある程度、どのような体系になっているかを視覚的にも理解できる。

3 具体的な攻撃防御と書面の起案等における生成AIの利活用

- (1) 定型的な訴状であれば、ひな形をあらかじめ生成AIに読み込ませておいた上で、相応する案件の詳細を渡して「この事実関係を基に、訴状案を作成してください」と指示すれば、ひな形を埋めて出力することはできる。

* 19：山本了宣弁護士（大阪弁護士会）が開発したOCR、全文検索、AI解析等が可能なデジタル文書活用ツール。一般的なクラウドストレージは、格納されたファイルの全文検索を行っていないものもあり、探しているファイルが見つからないという現象も発生するのと比較して、メリットがある。

* 20：株式会社LegalScapeのWatson & Holmes（第一法規株式会社のD1-Lawと連携可能）、弁護士ドットコム株式会社から2026年5月14日にリリースされたLegal Brainエージェント等。

非定型的な訴状や、どのような要件事実を主張すべきか、という分析を行う場合には、人によっては、要件事実論に関する書籍をNotebookLMに読み込ませた上で、要件事実論に関する質問をすることをしているという話を聞いたこともある。読み込ませる書籍によっては、書式やドラフト、注意事項の出力もできるようである。

- (2) また、相手方の書面についてポイントを要約させたり、証拠を読み込ませたりした上で、「本件は●についての訴訟です。こちらは原告です。こちらが前回裁判所に提出した書面と、それについて被告からの反論の書面が出てきました。この被告からの書面に対する反論を考えてください」という指示や、「●という争点について、被告が前提としている経験則を分析した上で、どのような反論をするべきか考えてください」という指示をすることで、反論を考える上での壁打ち相手とすることもできる。
- (3) 誤字脱字のチェックについても、対象となるファイルをアップロードした上で、「誤字脱字・表記揺れと思われるところを指摘して」というだけで、一覧表が出力される。ファイルをそのまま修正させることも可能ではあるが、人間の目で取捨選択をしたい、という場合には、直接ファイルの操作まで任せるとはせず、指摘させるだけに留めておいた方が効率的な場合もある。場合によっては、指摘の量が多く、かつ、内容的にも問題がないのであれば、その後、ファイル自体を修正するように指示をすることで、一括処理もさせることができる。

4 尋問準備における生成AIの活用

(1) 主尋問の準備

主尋問の質問と回答案を作るに当たっては、手元に

既に提出済みの陳述書と証拠申出書があるはずなので、それを読み込ませた上で（場合により、個人名等については仮名に変更して）、主尋問の質問と回答をドラフトさせることができる。プロンプトの例としては、以下ようになる。

「以下の立証趣旨を立証するために尋問事項記載の内容を尋問する際の質問事項を生成してください。回答の基礎となる内容は参照したファイルの中に記載してあります。質問は基本的にオープンクエスチョンの形式で行ってください。そのオープンクエスチョンをする上で、前提となる質問については、クローズドクエスチョンでもかまいません。回答者に一度に多くの要素を回答させるのではなく、事実をひとつひとつ積み上げていく形で回答できるよう、質問を適切に調整してください。」

また、あまりニーズはないかもしれないが、自分サイドの証人に対する予想反対尋問の案を考えさせることもできる。

証人の陳述書を読み込ませた上で、事件の概要と争点を入力して、相手側の代理人の視点で、クローズドクエスチョンの形で質問案を生成するように指示をすることで、尋問事項案を出すことも可能である。

(2) 反対尋問の準備

反対尋問については、相手方の証人の陳述書を読み込ませた上で、どこが争点なのかと、客観的な証拠とどこが矛盾していると考えているのかをプロンプトで入力した上で、相手方の発言内容をピンで留め、客観的証拠と矛盾している、不合理である、経験則に反しているということをクローズドクエスチョンで詰められるように、質問を考えさせることも可能である。

あくまで案なので、弁護士の目による最終確認（証拠の内容との整合性を含む）が必要であるが、たたき台として使う分には十分であると思われる*21。

*21：なお、このような尋問事項案の作成作業が従前はOJTの一環として、イン弁や若手弁護士のスキルアップに繋がっていたところがあったと思われるが、生成AIの活用が進むにつれて、若手弁護士のスキルアップの場がなくなることを個人的に危惧している。この点については、将来的に弁護士会として考えていくことも必要なのではないだろうか。

3 弁護士業務における活用事例

(2) 企業法務における生成AIの利活用

AI研究部 事務局長 関原 秀行 (63期)



1 はじめに (総論)

企業法務の分野およびそれに携わる弁護士の業務範囲は、契約法務からコンプライアンス、ガバナンス、そして紛争対応に至るまで極めて多岐にわたる。昨今、急速な発展を遂げている生成AI (ChatGPT、Claude、Geminiなど) は、この広範な業務プロセスの負荷をサポートするツールである。

もっとも、我々弁護士が実務において生成AIを利用する上で、大前提として留意すべき点がある。一つは「機密情報の保護」である。クライアントの未公開情報や個人情報を含むデータを入力する場合、入力データがAIの学習に利用されない環境 (エンタープライズ版やAPI経由での利用、オプトアウト設定など) を構築することが不可欠である。もう一つは「ハルシネーション (もっともらしい嘘)」のリスクだ。AIが提示した法令や判例が実在しないケースは依然として多く、最終的なファクトチェックと法的判断は必ず人間 (弁護士) が行わなければならない。その他AI活用に当たっての留意点の詳細は別稿に委ねたい。

生成AIは「完璧な答えを出す魔法の箱」ではなく、優秀だがミスも多い「アシスタント」である。この前提に立ち、本稿では以下の項目に絞って、企業法務において生成AIをいかに効率的に利活用できるのか、筆者の感覚を交えて述べていきたい。

- リサーチ
- ドキュメンテーション
- ドキュメントレビュー
- ナレッジのインプット
- セミナー業務

2 リサーチ業務における利活用

企業法務においてリサーチは業務の根幹をなすが、

同時に最も時間を要するプロセスでもある。生成AIを利活用することにより、この初期段階の効率を高めることができる。

(1) 公開されているドキュメントの要約

新しい法令、府省庁のガイドラインなど、実務において目を通すべき公開ドキュメントは膨大な分量になる。これらの原文を頭から精読するのは時間がかかるため、まずは生成AIにドキュメントを読み込ませ、「主要な論点」「実務への影響」「結論」などを要約させるアプローチが有効である。AIの要約を通じて全体像と「どこに何が書かれているか」という当たりをつけた上で、原文を精読することで、リサーチのスピードと解像度が向上する。

(2) 英文ドキュメントの検索・要約・翻訳

クロスボーダー案件や海外の規制動向 (例えば、GDPR (EUの一般データ保護規則) や各国のAI・データ保護規制など) を調査する際にも、生成AIを利活用することにより効率化を図ることができる。原典となる海外法令や当局の解説書がどのウェブサイトに掲載されているかを探すための検索ツールとして利用できるほか、長大な英文ドキュメントの要約を「日本語で」出力させることも容易である。

もちろん、最終的な法的解釈を行うためには原文 (英語) を自ら精読する必要があるが、あらかじめ日本語の要約でコンテキストを理解してから原文にあたることで、読解の心理的ハードルと所要時間が下がる。

(3) 未知の分野への「とっかかり」の獲得

自分がこれまで対応したことがない業務を依頼された場合、どのような論点が存在し、どの法令やガイドラインを参照すべきかを調べる「最初の壁」が存在する。ここで生成AIに対し、「〇〇について、法務リスクと

関連法令を網羅的にリストアップしてほしい」とプロンプトを入力することで、調査の足場作りができる。

いわば、従来の検索エンジンを使ったキーワード検索の代替・進化版としての利用イメージである。AIの回答に不正確なものが混ざっている可能性を常に意識しつつも、抜け漏れを防ぎ、調査の初動を早めるためのブレインストーミングの相手として非常に有用である。

3 ドキュメンテーションにおける利活用

ドキュメンテーション（書面作成）に関して言えば、現状の生成AIの能力では、複雑なスキームや個別事情が強く反映される「非定型的な契約書」をゼロから完璧に作成することは難しいと筆者は感じている。AIと壁打ちをしながら条項を練り上げていくことは不可能ではないが、多くの場合、過去に自分が手掛けた類似案件のひな形をベースに弁護士自身の手で修正を加えた方が早いのが実情だろう。

しかし、以下のような領域ではAIの文章生成能力が役立つこともある。

(1) 定型的な規約やポリシーのたたき台作成

一般的なウェブサービスの利用規約、プライバシーポリシー、秘密保持契約書（NDA）など、ある程度内容が定型化されているドキュメントについては、必須となる要素を箇条書きでプロンプトに入力するだけで、精度の高い「たたき台（ファーストドラフト）」を瞬時に作成してくれる。これをベースに加筆修正を行うことで、白紙から起案する手間を省くことができる。

(2) ジェネラル・コーポレート(ジェネコ) 業務の効率化

取締役会の議事録の作成、あるいは一般的な社内規程類のドラフティングなど、いわゆるジェネコ業務においてもAIは重宝する。例えば、会議の録音データから文字起こしツールでテキスト化したものを生成AIに入力し、「会社法の要件を満たす議事録の形式に整理し、要点をまとめて」と指示することで、議事録作成の労力は大幅に削減される。

4 ドキュメントレビューにおける利活用

ドキュメントレビュー（契約審査等）においては、主に長文の公開ドキュメントや自社の契約書等から「特定の条項を検索・抽出する」という用途でAIを利用できる。さらに、実務的には以下のような応用も考えられる。

(1) 抜け漏れのチェック(不足条項の洗い出し)

相手方から提示された契約書のドラフトと、自社の標準的な契約書のひな形の両方をAIに読み込ませ、「自社のひな形には存在するが、相手のドラフトには欠落している条項をリストアップせよ」と指示する。これにより、損害賠償のキャップ（上限条項）や不可抗力条項など、見落としがちな「書かれていないこと（沈黙しているリスク）」を機械的に発見する補助線となる。

(2) 論理的矛盾や不明確な表現の発見

長大な契約書においては、ドラフト時には前文の定義規定と後段の条項で用語の使い方が矛盾していたり、条文の参照番号（第〇条第〇項など）にズレが生じていることがある。AIに「論理的な矛盾点や、複数の解釈が生じうる曖昧な表現を指摘してほしい」と指示することで、人間の目では見落としがちな形式的・論理的エラーを洗い出す校正ツールとして活用できる。

5 ナレッジのインプットにおける利活用

弁護士にとって日々の自己研鑽と最新の法務ナレッジのインプットは欠かせないが、多忙な実務の合間に時間を確保するのは容易ではない。ここで注目したいのが、情報を音声化して学習を補助するAIツールの活用である。

例えば、Googleが提供するNotebookLMなどのツールを利用し、個人学習の目的で、特定の法令に関する政府の最新ガイドラインや、長編の法律論文のPDFをインプットする。そして、それらのドキュメントの内容を要約したオーディオ（Podcastのような音声解説）を生成させるのである。

これをスマートフォンに保存しておけば、通勤などの

移動時間や、ジムでの運動中などに「耳から」最新の法務知識をインプット（聞き流し）することができる。分厚いガイドラインを読む時間が取れなくても、音声で概要を把握しておけば、いざ実務で必要になった際の引き出しとして十分に機能する。

6 セミナー業務等における利活用

企業向け（あるいは社内向け）の法務セミナーやコンプライアンス研修の準備にも、生成AIは強力なアシスタントとなる。

例えば、「下請法改正のポイントについて、非法務の営業担当者向けに60分のセミナーを行うためのアジェンダ（構成案）を作成してほしい」とプロンプトを入力すれば、すぐに構成のたたき台が出力される。また、「〇〇という法令違反が起きた場合の架空のケーススタディ（事例問題）と、その解説を3パターン作成して」といった指示を出せば、セミナーのワークショップで使える実践的な教材を短時間で作成できる。

さらに、画像生成AIを活用すれば、プレゼンテーションのスライドに挿入する概念図や、事案の相関図のイメージイラストを自作することも可能であり、視覚的にわかりやすいセミナー資料の作成に大きく貢献する。

7 おわりに

以上見てきたように、企業法務において生成AIは、リサーチの初動から書面作成の補助、ナレッジのインプットに至るまで、弁護士の認知的な負担を大幅に軽減するツールとして機能する。

重要なのは、生成AIに「弁護士の代わり」をさせることではなく、我々が「より高度な法的思考や、クライアントとのコミュニケーション」にリソースを集中させるための「アシスタント」として使いこなすことである。AIの特性と限界（特にセキュリティと情報の正確性）を正しく理解し、自らの業務フローにどう組み込むかを試行錯誤することこそが、次世代の企業法務に求められる重要なスキルとなるだろう。

3 弁護士業務における活用事例

(3) 事務所運営における生成AIの利活用

AI研究部 会員 森田 岳人 (57期)



1 はじめに

法律事務所の経営・運営は弁護士自身が担うことが多い。案件処理の合間に、メール作成・日程調整、請求書の発行や入金管理、確定申告に向けた経費整理、事務所ウェブサイトの更新、スタッフの採用・育成・勤怠管理といった業務に時間を取られている方も少なくないだろう。こうした「弁護士でなくてもできる業務」こそ、生成AIの活用効果が大きい領域である。月額数千円の有料AIサービスを1つ導入するだけで、日々の業務を大幅に効率化できる。本稿では、特別な技術を必要とせず今日から始められる活用法を紹介する。

2 バックオフィス業務の効率化

生成AIの活用は、まず事務所内部の業務から始めるのがよい。対外的な発信と異なり品質管理の負担が小さく、効果を実感しやすい。

(1) 定型メール・文書の作成

新規相談者への初回案内メール、セミナーの告知文、紹介者へのお礼など、定型的な文面の作成は生成AIが得意とする分野である。「先日ご紹介いただいた〇〇様との初回面談が無事終了した旨を、感謝を込めて伝えたい」といった方針を伝えるだけで、適切な

文面が生成される。丁寧さや配慮が求められる文面ほど、AIの下書きを修正する方が効率的である。受任のお断り、アソシエイトへの指導、ときにはボス弁への進言など、書きにくいメールの下書きにも重宝する。たとえば次のように指示するとよい。

【プロンプト例】

先日開催した中小企業向けの契約トラブル対策セミナーの参加者に、お礼と事務所紹介を兼ねたフォローアップメールを送りたい。押しつけがましくならず、困ったときに思い出してもらえるような文面を300字程度で作成せよ。

【プロンプト例】

紹介いただいた案件が、残念ながら受任に至らなかった。紹介者への感謝を伝えつつ、次の紹介にもつながるよう印象を大切にしたい。短いお礼メールを作成せよ。

(2) 紙資料・領収書のデータ化

スマートフォンで撮影した紙の資料をAIに読み取らせ、データ化する方法も便利である。たとえば、ChatGPTやClaudeに領収書の画像を添付し、次のように指示する。

【プロンプト例】

この画像は領収書である。日付・支払先・金額・摘要を抽出し、表形式で出力せよ。

【プロンプト例】

この画像は名刺である。氏名・会社名・役職・電話番号・メールアドレスを抽出し、CSV形式で出力せよ。

【プロンプト例】

この画像は手書きのメモである。読み取れる内容をすべてテキストに起こし、箇条書きで整理せよ。

複数枚をまとめて処理でき、確定申告時期の経費整理や、商談後の名刺整理に威力を発揮する。なお、AIによる文字認識の精度はかなり高いがミスもあり



※本稿をもとに ChatGPT で作成

るので、重要な箇所については人間による最終チェックが必要である。

(3) 経営の壁打ち相手

事務所の方向性や料金設定の見直しなど、弁護士同士では相談しにくい経営上の悩みについても、AIを相手に気兼ねなく壁打ちができる。「ドラッカーの視点で事務所の強みを分析してほしい」「稲盛和夫ならこの局面でどう判断するか」といった形で著名な経営者やコンサルタントの思考様式を借りることもでき、一人で考え込むよりも視野が広がる。複数のコンサルタントを登場させて、議論をさせることもできる。

【プロンプト例】

弁護士3名の事務所で、事務員の採用がうまくいかず定着率も低い。業務量は増えているが人を増やせない。限られた人員で事務所を回すための業務効率化と、採用・定着の改善策を、中小企業の経営コンサルタントの視点で提案せよ。

【プロンプト例】

開業10年目の法律事務所(弁護士5名)で、今後の成長方針として「専門分野に特化して深掘りする」か「総合型として分野を広げる」かで悩んでいる。ドラッカー・稲盛和夫・大前研一の三者に、それぞれの立場から意見を述べさせた上で、互いの主張に反論させよ。最後に、三者の議論を踏まえた折衷案を提示せよ。

(4) 事務所内マニュアルの整備

電話応対の手順や来客対応など、これまで新人事務員に口頭で教えていた業務手順を箇条書きで生成AIに伝えるだけで、体系的なマニュアルに仕上げられる。さらに、実際の手順を音声入力で吹き込んだり、PCの操作画面を録画・録音して文字起こししたりしたものをAIに整理させれば、わざわざ文章を書く手間すらなくなる。新人への引継ぎが格段に楽になる。

3 マーケティング・集客での活用

対外的な情報発信にも生成AIは活用できる。ただし、法律に関する正確性は弁護士が責任を持って確認する必要があり、下書き・たたき台としての利用が前提となる。

(1) ウェブコラム記事の作成補助

事務所ウェブサイトへの法律コラム掲載はSEO（検索エンジン最適化）対策として有効だが、定期的に執筆する時間の確保は難しい。以下のように指示すれば、記事のドラフトを短時間で作成できる。

【プロンプト例】

一般読者向けに、〇〇について1500字程度で解説する法律コラムを作成せよ。専門用語は避け、最後に「弁護士に相談すべきケース」を3つ挙げること。

生成された文章の正確性を弁護士が確認し、自身の見解を加筆して公開する運用により、執筆時間を大幅に短縮できる。

(2) セミナー・講演の準備

セミナーの構成案の壁打ちや、想定質疑への準備にも活用できる。スライド作成については、従来は実務に耐えうるサービスがなかなか登場しなかったが、最近ではGoogleのNano Banana ProやNotebookLMのスライド作成機能、ClaudeのPowerPoint作成機能など、性能が著しく向上している。パワポ下手の筆者の経験では、自分で一から作るよりもAIに下書きさせた方がよほど見栄えのよいスライドができるようになっており、今後さらなる発展が期待される分野である。

4 おわりに

生成AIは便利なツールだが、一回の質問で完璧な回答が返ってくるわけではない。回答の質はプロンプトの質に左右される。本稿で紹介したプロンプト例のように、背景情報や条件を具体的に伝えることが重要である。また、生成AIから返ってきた回答に対して「もう少し丁寧なトーンで」「この点を掘り下げて」と追加の指示を重ね、対話を通じて求めるレベルの成果物に近づけていく姿勢が大切である。生成AIを「一問一答の検索エンジン」ではなく「優秀だが指示待ちのアシスタント」と捉えれば、活用の幅は大きく広がるだろう。

4 弁護士業務における生成AI活用上の主な留意点

弁護士活動領域拡大推進本部 事務局長 兼 人工知能(AI)部会 委員 有本 真由 (63期)



1 はじめに

前掲の各記事のとおり、生成AIは急速に普及しており、弁護士業務においても、文書作成、各種調査、

データ分析、要約等の各場面で活用が進んでいる。その利便性は高く、業務の効率化や付加価値の向上に資する可能性を有する。

もっとも、生成AIの利用にあたっては、様々な留

意点が存在する。例えば、入力情報の取扱いに関する守秘義務や個人情報保護の問題、出力結果の正確性や適法性に関する問題、情報セキュリティやデータの保存場所に関する問題、著作権との関係等、多岐にわたる論点が指摘されている。また、事務所内における情報共有の在り方との関係では、利益相反や情報遮断措置との関係も問題となり得る。

本稿では、生成AI活用上の主な注意点について、当会の「弁護士業務における生成AIサービスの適正利用ガイドライン」の内容を中心に紹介する。また、日弁連AI戦略ワーキンググループによる「弁護士業務における生成AIの利活用等に関する注意事項」（会員限定資料）の存在にも触れつつ、その他の関連する留意点について、紙幅の許す範囲で適宜言及することとする。

2 東弁のAIガイドライン

当会では、2025年3月27日から、「弁護士業務における生成AIサービスの適正利用ガイドライン」*22（以下「ガイドライン」ともいう）が施行されている。

その内容は、生成AIの利用に関する主要論点を、「生成AIサービスの選定基準」、「誤情報（ハルシネーション）とファクトチェック」、「依頼者への説明」、「弁護士報酬」、「安全管理措置」の観点から整理するものであり、実務上の出発点となる指針と位置付けられる。

同ガイドラインは、生成AIの適正利用を促進するための推奨事項であり、遵守を義務付けるものではなく、綱紀・懲戒の直接の基準とされるものではない。もっとも、その内容は、秘密保持義務（弁護士職務基本規程23条等）、信用（同6条）、法令等調査義務（同37条）等とも関係するものであることから、生成AIを活用する際には確認しておくことが求められる。

以下、同ガイドラインの推奨事項の内容を紹介する。

なお、紹介するにあたり、適宜、執筆者による補足も加えているため、正確かつ詳細な内容については原文を参照されたい。

(1) 生成AIサービスの選定

ガイドラインでは、弁護士業務において生成AIサービスを活用するにあたり、個人情報や秘密情報等の秘匿性の高い情報を入力する場合には、サービスの選定に十分留意する必要があるとされている。具体的には、入力情報が学習に利用されないこと、サービス提供事業者が利用者によって入出力された情報に正当な理由なくアクセスできないこと、暗号化等の厳格なセキュリティ対策が実施されていること、入出力情報が一定期間経過後に自動的に削除される、又は利用者において削除できること等の点について、利用規約等により確認することが推奨されている。

（執筆者による補足）サービスの選定においては、無料版と有料版の差異や個人版とエンタープライズ版の差異（特に、学習利用の設定やデータ処理契約（DPA）の有無）も無視できない。また、利用開始にあたっては、各種設定の内容についても具体的に確認しておきたい。学習利用のオプトアウト、履歴保存の範囲等については、初期設定のままでは意図しない取扱いとなる場合もあるため、設定変更を含めた対応が必要となる*23。

さらに、サービス提供事業者の信頼性についても慎重な検討が求められる。生成AIサービスは多数の事業者により提供されており、各事業者が掲げるデータの取扱方針（学習利用の有無等）が、実質的にどの程度担保されているかについては確認する必要がある。また、データの保存先や事業者の所在地によっては、外国法令の適用や政府機関によるアクセス（いわゆるガバメントアクセス）の可能性も踏まえた上で、取扱う情報の性質に応じたサービス選定が求められる。

* 22：原文については、当会の会員サイト（<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/gyoumu/file/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%94%9F%E6%88%90AI%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%AD%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>）をご参照のこと。

* 23：なお、あるサービスにおいては、デフォルト設定として検索履歴が「リンクを知っている者であれば誰でも閲覧可能」とされており、利用者の認識と異なり、意図せず第三者から閲覧可能な状態となっていた事例も報告されている。

(2) 誤情報(ハルシネーション)とファクトチェック

生成AIは、その性質上、もっともらしい誤情報を出力する可能性がある。したがって、ガイドラインでは、出力結果を業務に用いる場合には、一次資料の確認を含む検証を行うことが推奨されている。

(執筆による補足) この点、例えば、生成AIが虚偽の裁判例を出力するという事例はしばしば指摘されており(執筆者も経験したことがある)、注意を要する。また、AIの生成結果が差別的内容を含む場合や、プライバシー侵害、著作権法違反、名誉毀損等の不適切な内容となる可能性もある。生成結果を利用する場合には、弁護士の誠実義務及び専門家責任の観点から、その内容の適切性については弁護士が原則として最終責任を負うため、慎重な対応が求められる。

対策の一例として、執筆者は、プロンプトにおいて「～について教えてください。その際、根拠(公的機関その他の信頼に足る機関のURL)を示してください」等と入力し、必ず出典を確認するようにしている。

(3) 依頼者への説明

生成AIの利用は、依頼者との信頼関係にも影響を及ぼし得る。ガイドラインでは、特に、秘匿性の高い情報を入力する場合には、その利用について説明を行い、必要に応じて同意を得る、委任契約書に明記する等の適切な対応を行うことが求められるとしている。

(執筆による補足) この点に関し、生成AIの活用に関する方針やガイドラインを公表している事務所も見られる。

(4) 弁護士報酬

生成AIの利用により業務の効率化が図られ、事務処理に要する時間の短縮が見込まれる。一方で、その利用自体が専門的価値を有する場合もある。したがって、ガイドラインでは、生成AIの利用によってより

高い付加価値を提供できる場合には、提供される価値に応じた柔軟な報酬設計を採用することも否定されない、としている。

(5) 安全管理措置

生成AIの利用にあたっては、弁護士情報セキュリティ規程に基づき、適切な安全管理措置を講じる必要があることが指摘されている。

(執筆による補足) 生成AIの利用は、特にクラウド型サービスを利用する場合には外部サービスへの情報送信を伴う点に特徴がある。また、オンプレミス型*24であっても、設定や運用によっては外部との通信を伴う場合がある。さらに、生成AIに対する攻撃により、利用者の意図しない形で情報が外部に漏えいする危険性も指摘されている。こうした点を踏まえると、適切な安全管理措置及び情報セキュリティ対策を講じることが重要であり、2024年6月から施行されている「弁護士情報セキュリティ規程」*25及び同規程に基づき各弁護士等において策定が義務付けられている「情報セキュリティを確保するための基本的な取扱方法」(いわゆる「キホトリ」)についても、改めて確認し、適宜見直すことが必要である。

(6) 運用上の留意点

最後に、生成AIをめぐる技術的・社会的動向が日々変化し得ることを踏まえ、外部機関のガイドラインや関連法令に関する最新情報を適宜確認することが望ましいとされている。

3 日弁連AI戦略WGによる注意事項*26

日弁連AI戦略ワーキンググループは、2025年9月、「弁護士業務における生成AIの活用等に関する注意事項」*27(以下「注意事項」ともいう)を取りまとめ、

*24: オンプレミス型のAIとは、クラウド型とは異なり、事務所内のサーバや端末等の独立した環境において運用されるAIをいう。

*25: 同規程及び関連の資料については日弁連の会員専用サイト「弁護士情報セキュリティ規程について」(https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/rinri_fatf/Information_security/Information_security_qa.html)をご参照のこと。

*26: 本稿の作成にあたっては、日弁連WGの注意事項の内容を参考にさせていただいているが、同資料が会員限定の非公開資料であることに鑑み、具体的な引用・参照は控えている点につき、ご理解いただきたい。

*27: 原文については、日弁連の会員専用サイト(https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/other/documentFile/AI_2025.pdf)をご参照のこと。

2026年2月にはその更新版を公表している。

同注意事項は日弁連の公式見解を示すものではなく、また、綱紀・懲戒の直接の基準となるものではないが、生成AIの活用にあたり弁護士倫理を遵守する上で有用な資料と位置付けられる。

同注意事項は会員限りの資料であり、会員外への交付等は控えるべきものとされているため、その詳細な内容の紹介は差し控える。もっとも、各種論点を網羅的に整理し、詳細な検討を加えている点に特徴があり、実務上の参考資料として極めて有益である。会員におかれては、積極的に参照されることを強く推奨したい。

4 その他考慮すべき主な留意点

(1) 情報入力と秘密保持義務・個人情報保護

生成AIに情報を入力するにあたり、依頼者や関係者に関する個人情報その他の秘密情報を入力する場合には、秘密保持義務違反や個人情報保護法違反等とならないよう、適切な対応を講じる必要がある。

個人情報保護委員会は、生成AIサービスの利用に関し、個人情報取扱事業者があらかじめ本人の同意を得ることなく生成AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的（執筆者注：当該生成AIの学習等の目的）で取り扱われる場合、個人情報保護法違反となる可能性があることを指摘しており*28、サービスの仕様を踏まえた慎重な対応が必要である。

特にクラウド型サービスでは、入力情報が外部に送信され、学習等に利用され、さらには他の利用者への出力において再現される可能性がある。

この点については、利用規約を確認すること、学習利用からのオプトアウト等適切な設定にすること、入力情報を匿名化・抽象化すること、本人から同意を取得すること等の対応が求められる。匿名化や抽象化を行ってもなおリスクが残る場合には、当該情報を入

力しないという選択も含めて検討すべきである。

(2) 著作権に関する留意点

著作権については、生成AIの利用における入力・出力（生成）・利用の各段階ごとに検討する必要がある。

生成AIに指示を与える際に著作物を入力する場合、その入力行為自体が著作物の複製に該当し得る。この点、生成AIによる応答生成のための情報解析を目的とする限りでは、著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）の適用が考えられる。もっとも、既存の著作物と類似する生成物を得ることを目的として当該著作物を入力する場合には、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、同条の適用は否定される可能性がある。

生成AIの出力・利用段階においては、私的使用目的の複製（同法30条1項）等の権利制限規定が適用され得るものの、その範囲を超えて作者の許諾なく利用等を行った場合には、権利侵害が問題となり得る点にも留意が必要である*29。

(3) 事務所内体制の整備と利益相反

各事務所においては、AIの適正利用に関するルール整備や研修を行うことが推奨される。また、事務所内体制として特に重要となるのは、所内の情報共有の範囲との関係である。

例えば、同一事務所において利益相反関係にある複数の事件を取り扱っている場合を想定する。従来であれば、アクセス権限の制御やいわゆるウォール（情報遮断措置）の設定により、各事件の情報は担当者間で適切に遮断される。しかし、事務所内で共通の生成AI（いわゆるオンプレミス型のシステムを含む）を利用する場合、ある事件に関する情報を入力し、それが学習又は参照の対象となると、他の弁護士が別の事件で同じAIを利用した際に、その情報が出力される可能性がある。

*28：個人情報保護委員会「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」（令和5年6月2日）

*29：文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）37-38頁。

生成AI活用上の主な注意点(一覧表)

分類	主な注意点
生成 AI サービスの選定	学習利用の有無、事業者によるアクセス可否、セキュリティ対策、入出力情報の保存・削除方法、データの保存先、外国法令やガバメントアクセスの可能性等を確認する
入力情報の管理	秘密情報、個人情報、事件関係資料等を入力する場合は、匿名化・抽象化、本人同意の取得、入力回避等を検討する
出力内容の検証	架空判例、誤引用、誤った制度説明等（ハルシネーション）の可能性があるため、一次資料や信頼できる資料により確認する
不適切内容の確認	差別的表現、プライバシー侵害、名誉毀損、著作権侵害等が含まれていないか確認する
依頼者への説明	秘匿性の高い情報を入力する場合等には、必要に応じて依頼者に説明し、同意取得や契約書への記載を検討する
著作権への配慮	著作物の入力、生成物の作成、生成物の利用・公開の各段階で、著作権侵害の有無を確認する
安全管理措置	外部送信や意図しない情報流出のリスクを踏まえ、情報セキュリティ規程や「キホトリ」に沿った措置を講じる
事務所内ルール	利用可能なサービス、入力禁止情報、確認手順等について、事務所内のルールを整備し、周知する
利益相反・情報遮断	AI を介して情報が共有されるおそれがあるため、利益相反事件では入力制限や学習・参照対象からの除外を検討する
弁護士報酬	作業時間の短縮だけでなく、生成 AI を活用して提供する価値や責任の所在を踏まえて検討する
継続的な見直し	サービス仕様、利用規約、法令・ガイドライン、技術的リスクの変化に応じて、運用を見直す

※本稿をもとに ChatGPT で作成

このような場合、形式的にはアクセス権限が分離されていたとしても、AIを介して情報が共有される結果となり、実質的には情報遮断措置が機能しないおそれがある。これは従来の情報管理の枠組みでは想定されていなかったリスクであり、生成AI特有の問題として認識する必要がある。

対応としては、例えば、事件が係属している間は当該事件に関する情報をAIに学習させない、あるいは入力自体を制限するといった運用も考えられるが、その実効性については、必要に応じて技術的専門家の関与も得ながら慎重に検討する必要がある。

5 おわりに

以上、弁護士業務における生成AI活用上の主な注意点について、当会のガイドラインを中心に、その概要を紹介した。

生成AIの利用は今後さらに拡大していくことが見込まれるが、各弁護士においては、本稿で紹介したガイドラインや注意事項を踏まえ、自らの業務態様に適した適切な利用の在り方を継続的に検討していくことが求められる。その際には、最新の動向にも適宜留意することが重要である。